旧 新 2 本約款等の変更 2 本約款等の変更 (1)(省略) (1)(省略) (2) 本約款等の変更または契約の変更にともない、(3)に定める場合を除き、需給条件 (2) 本約款等の変更または契約の変更にともなう需給条件の説明、契約変更前の書面 の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の方法によ 交付および契約変更後の書面交付を、以下の方法により行なうことについて、あらか り行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。 じめ承諾していただきます。 イ~□ (省略) イ~□ (省略) (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変 | (3) (2)にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要と 更、その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、需給条 される形式的な変更、その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である 件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変 場合には、需給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要す 更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更 る事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明す 後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。 ることおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただき ます。 単位および端数処理 単位および対機処理 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとい 本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとい たします。その他の単位および端数処理は電気契約種別定義書ごとに定めます。 たします。その他の単位および端数処理は電気契約種別定義書ごとに定めます。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数 (削除) は、小数点以下第1位を四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四 (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。 捨五入いたします。 (追加) (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入 いたします。ただし、0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を0.5 キロワットといた します。

旧	新
(3)~(4)(省略)	(3)~(4)(省略)
5 実施細目 本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社 との協議によって定めます。	5 実施細目 本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社 との協議によって定めます。なお、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上お客さ まとの協議を必要とする場合は、お客さまは、当該一般送配電事業者と協議をしていただき ます。
8 需給契約の単位	8 需給契約の単位
当社は、次の場合を除き、1需給契約について、1供給電気方式、1引込みおよび1計量	当社は、1供給地点特定番号について1電気契約種別を適用して、1需給契約を結びま
をもって電気を供給します。	<u> 호.</u>
(1) 共同引込線による引込みで電気を供給する場合であって、当社が承諾した場合	(削除)
(2) その他技術上、経済上やむをえない場合であって、当社が承諾した場合	(削除)
9	9 需給開始
(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを <mark>承諾</mark> したときには、お客さまおよび当該一般	(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを受領したときには、お客さまおよび当該一般
送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、その他必要な手続きを経たのち、す	送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、その他必要な手続きを経たのち、需
みやかに電気を供給いたします。	<u> </u>
(2) (省略)	(2) (省略)
15 使用電力量の算定 (1)~(2)(省略)	15 使用電力量の算定 (1)~(2)(省略)
(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 14 (検針	(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 13 (検針
日)(2)または(3)の場合で検針を行なわなかったときの,使用電力量は,別表 4	日)(2)または(3)の場合で検針を行なわなかったときの,使用電力量は,別表 4

IΒ

(使用電力量の協定)を基準として、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

- (4) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で当該一般送配電事業者が (4) 計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 4 (使用電力量の協定)を基準として、あらかじめ当該一般送配電事業者と当社との協議によって 定めます。この場合、当社は、速やかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。
- 16 料金の算定
- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気を需給開始し、または需給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - □ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2)~(3)(省略)

23 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所

新

(使用電力量の協定)を基準として、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>すみやかに</u>当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

- (4) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で当該一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 4 (使用電力量の協定)を基準として、あらかじめ当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、<u>すみやかに</u>当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。
- 16 料金の算定
- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気を需給開始し、または需給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日の</u>属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - □ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する<u>検針の基準となる日</u>の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2)~(3)(省略)

23 需要場所への立ち入りによる業務の実施

(削除)

(削除)

旧		新		
	内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含			
	みます。)、改修または検査			
(2)	41(保安等に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査	(削隊	余)	
	等の業務			
(3)	不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備,	(削隊	余)	
	契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の			
	使用用途の確認			
<u>(4)</u>	計量器の検針または計量値の確認	(削修	余)	
<u>(5)</u>	25 (供給の停止), 34 (お申し出による需給契約の終了) または 35 (解約等)	(削隊	余)	
	により必要な処置			
<u>(6)</u>	その他本約款等によって需給契約の成立,変更もしくは終了等に必要な業務または	(削隊	余)	
	当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認こ必要な業務			
追	(I)	<u>(1)</u>	当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物	
			に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入	
			ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応	
			じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	
			イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷	
			設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さ	
			まの電気の使用用途の確認	
			□ その他本約款等によって、供給契約の成立、変更または終了等に必要な業務	
		<u>(2)</u>	一般送配電事業者当該一般送配電事業者は,25(供給の停止),34(お申し	
			出による需給契約の終了)または35(解約等)により必要な処置を実施するため、	
			または記送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または	
			建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること	

	IΒ	新
		および業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係
		員は, 所定の証明書を提示いたします。
29	供給の中止または使用の制限もしくは中止	29 供給の中止または使用の制限もしくは中止
<u>(1)</u>	当該一般送配電事業者は、次の場合には、託送約款等の定めに従い、供給時間	(削除)
	中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止して	
	<u>いただくことがあります。</u>	
	イ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または	
	故障が生ずるおそれがある場合	
	□ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検,修繕,変更	
	その他の工事上やむをえない場合	
	八 その他電気の供給上または保安上必要がある場合	
<u>(2)</u>	(1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告そ	(削除)
	の他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限	
	りではありません。	
<u>(3)</u>	当社は,(1)にともなう料金の減額は行ないません。	(削除)
追	II)	託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を
		中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
37	供給地点および施設	37 供給地点および施設
<u>(1)</u>	電気の供給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電	(削除)
	気設備との接続点といたします。	
追	nII)	(1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供
		給を受ける場合の供給の方法および工事については, 託送約款等に定めるところによ

	IB	新
(2)	その他の供給方法および工事は,託送約款等に定めるところによるものといたします。加)	るものといたします。 (削除) (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。
39 (1)	計量器等の取付け 料金の算定上必要な計量器,その付属装置(計量器箱,変成器,変成器の2次 配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置 (力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については,原則として,当該一般 送配電事業者が選定し,かつ,当該一般送配電事業者の所有とし,当該一般 送配電事業者の負担で取り付けます。ただし,記録型計量器に記録された電力量計 の値等を伝送するために当該一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する 場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお,お客さまの希 望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額 の費用を要する場合については,お客さまの負担により,お客さまで取り付けていただく ことがあります。	(削除)
(2)	計量器,その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議より、あらかじめ解錠のための鍵等を当該一般送配電事業者に提	

	In		άC
	IB		新
	出していただくことがあります。		
(3)	計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供して		
	いただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当該一般送配電		
	事業者が無償で使用できるものといたします。		
(4)	当該一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送す		
	るためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には, 当該一般送		
	配電事業者が無償で使用できるものといたします。		
(5)	お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更		
	し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額をお客さまから申し受けま		
	<u> </u>		
40	電流制限器等の取付け	2	
(1)			
	電事業者の負担で取り付けます。		
(2)			
(3)			
	をする場合には、実費相当額を申し受けます。		
	es a manage of the manage of t		
41	保安等に対するお客さまの協力	39	保安等に対するお客さまの協力
'-	次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知してい		託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該
, ,	ただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたしま	(+)	一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者
	70とさます。この多句には、当然 例及会化电子来自は、70とりに過当は処置でいたります。		·
			は、ただちに適当な処置をいたします。
	イ~□(省略)		イ~□(省略)

	旧	新			
(2)~	(4) (省略)	(2)~(4)(省略)			
<u>42</u>	調査	<u>40</u> 調査			
<u>(1)</u>	当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技	(削除)			
	(ボ基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまのお求めに応じ、当				
	該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。				
<u>(2)</u>	調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、	(削除)			
	その一部を省略することがあります。				
	イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定				
	□ 接地抵抗値の測定				
	八点検				
(3)	当該一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めると	(削除)			
	きはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措				
	置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせ				
	いたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先				
	等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。				
(追)	II)	当該一般送配電事業者は、法令および記送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工			
		作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。			
43	調査等の委託	(削除)			
<u>(1)</u>	当該一般送配電事業者は、42 (調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣				
	の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあり				
	<u>ます。</u>				
<u>(2)</u>	当該一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在				

	IB		新		
	地および委託した業務内容等を記載した文書等により、 お客さまにお知らせいたしま				
	<u>र्च.</u>				
(2)	調査に対するお客さまの協力 お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、 すみやかにその旨を <u>当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関</u> に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、42 (調査) (1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	41 (1)	調査に対するお客さまの協力 お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、 すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調 査機関に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、40 (調査) により調査を行なうにあたり、必要があると きは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。		
<u>45</u> (1)	検査または工事の受託 お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当該一般送配電事業者に申し込む ことができます。	(肖邓	余)		
(2)	(1)の申込みを受けた場合には、当該一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、お客さまに検査料として実費を負担していただきます。ただし、 軽易なものについては、無料となることがあります。				
(3)	お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当該一般送配電事業者に申し込むことができます。				
(4)	(3)の申込みを受けた場合には、当該一般送配電事業者は、できる限りこれを受託 いたします。当該一般送配電事業者が受託したときには、お客さまに実費を負担して いただきます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、 材料費(消耗品を除きます。)のみの負担となります。				

新
3 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、本約款のうち次のものは、適用 いたしません。 (1) 40 (調査) (削除) (2) 41 (調査に対するお客さまの協力) (削除)
附則
1 実施期日 本約款は, <u>令和6年9月1日</u> から実施いたします。
(削除)

旧	新

別表

- 2 燃料費調整
- (1) 燃料費調整額の算定

イ (省略)

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 – 基準燃料価格) × (2)の基準単価 1,000

(追加)

基準燃料価格は次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格		
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円		

八(省略)

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に<u>□</u>によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (2)(省略)
- (3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)口により算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ (省略)

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

別表

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 – 基準燃料価格) × (2)の基準単価 1,000

八基準燃料価格

基準燃料価格は次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格		
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円		

_ (省略)

木 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に<u></u>によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (2) (省略)
- (3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)二により算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

	IB			新				
5		燃料等		5		数料 等		
(1)	帳	異発行手数料		(1)	帳	景発行手数料		
	1	19(料金その他の支払方法および対	払期日)(3)イの場合		イ 19(料金その他の支払方法および支払期日)(3)イの場			
		請求書 (利用明細書) 1部につき	110円00銭			請求書 (利用明細書) 1部につき	22	0円00銭
	1	19(料金その他の支払方法および対	払期日) (3)□の場合			19(料金その他の支払方法および支	払期日)(3)ロの場合	
		払込票1部につき	330円00銭			払込票1部につき	33	0円00銭
(2)	(2) 解約事務手数料		(1)	(1) 解約事務手数料		_		
	1 契	約につき	3,300円00銭	1		約につき	3,30	0円00銭

IΒ	新
2 実施期日 本定義書は、 令和5年4月1日 より実施します。	2 実施期日 本定義書は、 <u>令和6年9月1日</u> より実施します。
 1 スワン LPプラン S (1)~(3)(省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ~口(省略) 	 (1)~(3)(省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ~ロ(省略)
(追加)	(5) その他 電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不 正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款 28 (違約 金) に定める違約金を申し受けます。
7 エネワン LP プラン L (1)~(3)(省略)	7 エネワン LP プラン L (1)~(3) (省略)
(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および <mark>需給約款別表 2 (燃料費調整) (1)二</mark> によって算定された燃料費調整額の合計といたします。	(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給 約款別表 2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

IB	新
イ∼□(省略)	イ~□(省略)
(追加)	(5) その他
	契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等により,電灯または小型機器を使用す
	ることは不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款
	28 (違約金) に定める違約金を申し受けます。
8 エネワン LP ワンダフル	8 エネワン LP ワンダフル
(1)~(3) (省略)	(1)~(3) (省略)
(4) 料金	(4) 料金
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	('
進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給	進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給
約款別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたしま	約款別表 2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたしま
<u>- まがいませまで () </u>	<u>- : : : : : : : : : : : : : : : : : : :</u>
イ~□(省略)	イ~□(省略)
(5) (省略)	(5) (省略)
<u>附則</u>	(削除)
本定義書の実施にともなう切替措置	
令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月	
30 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6	
(エネワン LP プラン S) (4)および 7 (エネワン LP プラン L) (4)にかかわらず、次のとおりと	
いたします。	
(1) Iネワン LP プラン S	

新旧対照表 電気契約種別定義書(エネワン LP プラン) 令和 6 年 9 月 1 日実施

		旧	
	1	基本料金	
		<u>契約電流 30 アンペア</u>	825円00銭
		<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,100円00銭</u>
		<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,375円00銭</u>
		契約電流 60 アンペア	<u>1,650円00銭</u>
		電力量料金	
		最初の 120 キロワット時までの 1 キロ	21円04銭
		ワット時につき	
		120キロワット時をこえ 300キロワット	23円98銭
		時までの 1 キロワット時につき	
		300 キロワット時をこえる 1 キロワット	25円33銭
		時につき	
<u>(2)</u>	エネ	ペワン LP プラン L	
	1	基本料金	
		契約容量1キロボルトアンペアにつき	275円00銭
		電力量料金	
		最初の 120 キロワット時までの 1 キロ	<u>21円04銭</u>
		ワット時につき	
		120キロワット時をこえ 300キロワット	23円98銭
		時までの 1 キロワット時につき	
		300 キロワット時をこえる 1 キロワット	25円33銭
		<u>時につき</u>	

ın	*r
IB	新
2 実施期日	2 実施期日
本定義書は、今和5年4月1日より実施します。	本定義書は、今和6年9月1日より実施します。
5 単位および端数処理 本定義書において料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。なお、需給約款 4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、6(エネワン LP 動力プラン)(3)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。	5 単位および端数処理 需給約款 4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は,本定義書においても同様といたします。
6 エネワン LP 動力プラン	6 エネワン LP 動力プラン
(1)~(3)(省略)	(1)~(3)(省略)
(4) 料金	(4) 料金
料金は,基本料金,電力量料金,需給約5別表1(再生可能エネルギー発電促進	料金は,基本料金,電力量料金,需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進
賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および <mark>需給か款</mark>	賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給か款
<u>別表2(燃料費調整)(1)二</u> によって算定された燃料費調整額の合計といたします。	別表 2(燃料費調整)(1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。
イ〜ハ(省略)	イ〜ハ(省略)
(追加)	(5) その他
	契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等の行為や変圧器,発電設備等を介し
	て、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、需給契約を解約す
	ることがあります。この場合、 需給が款28 (違約金) に定める違約金を申し受けます。

新旧対照表 電気契約種別定義書(エネワン LP 動力プラン) 令和6年9月1日実施

旧		新
<u>附則</u>		(削除)
本定義書の実施こともなう切替措置 令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する (エネワンLP動力プラン)(4)にかかわらず、次のとおり (1) 基本料金	る料金の算定における料金率は,6	
契約電力 1 キロワットにつき	1,029円60銭	
(2) 電力量料金		
使用電力量	夏季料金 その他季料金	
第1段階最初の[契約電力×75]キロワット料金時までの1キロワット時につき	16円95銭 15円41銭	
第2段階[契約電力×75]キロワット時をこ料金える1キロワット時につき	24円41銭 24円41銭	

In	tr.
IΒ	新
2 実施期日	2 実施期日
本定義書は、今和6年4月1日より実施します。	本定義書は、合和6年9月1日より実施します。
6 エネワン LP ハッピー (1)~(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促	6 エネワン LP ハッピー (1)~(3)(省略) (4) 料金 料金は,基本料金,電力量料金,需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促
神主は、基本科主、电力量科主、高品が成功表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金および <mark>需給</mark> 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および <mark>需給 約款別表 2 (燃料費調整)(1)二</mark> によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ~ロ(省略)	進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および <mark>需給</mark>
(5) (省略)	(5) (省略)
7 エネワン LP ハッピー (1)~(2) (省略)	7 エネワン LP ハッピー (1)~(2)(省略)
(3) 契約電流	(3) 契約電流
イ (省略)	イ (省略)
八 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。	限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が 取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと 認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約

旧 (4) 料金 (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給 約款別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたしま 約款別表2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたしま す。 す。 イ~□ (省略) イ~□ (省略) (5)(省略) (5)(省略) エネワン LP ワンダフル エネワン LP ワンダフル (1)~(3)(省略) (1)~(3)(省略) (3) 契約電流 (3) 契約電流 イ(省略) イ(省略) 八 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または 電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただ し、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている 場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に

八 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制 限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が 取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと 認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約 は、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流 電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。

(4) 料金

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給 約款別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたしま す。

イ~□ (省略)

制限が行なわれないことがあります。

料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給 約款別表2(燃料費調整)(1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたしま

新

す。

イ~□ (省略)

新旧対照表 電気契約種別定義書(エネワン LP ハッピー・バリュー・ワンダフル) 令和 6 年 9 月 1 日実施

旧	新
(5) (省略)	(5) (省略)